

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	福祉医療費給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯綱町は、福祉医療費給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県飯綱町長

公表日

令和4年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 飯綱町福祉医療費給付金支給条例(平成17年飯綱町条例第56号)及び飯綱町福祉医療費給付金支給条例施行規則(平成17年飯綱町規則第32号)に基づき、乳幼児等、障がい者、ひとり親家庭等、70歳未満世帯主に対し、医療費の給付を行なう。</p> <p>【特定個人情報を取扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務・医療費の助成の実施に関する事務・受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務・受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務・医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	(1)福祉医療給付システム、(2)統合宛名管理システム、(3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)賦受給者台帳ファイル、(2)給付台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 ・飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2、3項 別表第2</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):15,16,17,18の各項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
請求先 飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない